

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

花巻市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

## 評価実施機関名

花巻市長

## 公表日

令和4年12月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	○生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の必要な保護を行う。 ○本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務 ③被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ④生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ⑤情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務
③システムの名称	①生活保護システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の15の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報提供にかかる項【9、10、14、16、18、(20)、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、(53)、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項】 ・情報照会にかかる項【26の項】
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総務課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部地域福祉課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 今井 岳彦	課長 瀬川 文彦	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 瀬川 文彦	課長	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	
令和2年3月29日	評価の再実施				5年経過前の評価の再実施
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	IV リスク対策 8 監査	[○]外部監査	[ ]外部監査	事後	評価の再実施による修正
令和4年12月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護法による就労自立給付金の支給に関する事務 ③生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	○本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護法による就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務 ③被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ④生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ⑤情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務	事前	公金受取口座登録制度の開始に伴う変更等
令和4年12月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の15の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の15の項	事後	根拠法令の記述の整理(主務省令に係る記述の削除)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第7号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供にかかる項【9、10、14、16、(20)、(21)、24、26、27、28、30、31、50、(53)、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項】</li> <li>・情報照会にかかる項【26の項】</li> </ul> <p>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供にかかる条【第8、9、11、12、14、15、17、19、20、21、22、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55条】</li> <li>・情報照会にかかる条【第19条】</li> </ul>	<p>○番号法第19条第8号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供にかかる項【9、10、14、16、18、(20)、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、(53)、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項】</li> <li>・情報照会にかかる項【26の項】</li> </ul>	事後	番号法改正に伴う号ずれの修正、情報提供にかかる項の修正及び根拠法令の記述の整理(主務省令に係る記述の削除)
令和4年12月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和1年11月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和4年12月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	